

^み御 ^{そぎ}祓 川 水 系
河川整備基本方針

平成14年2月

石川県

目 次

第 1 章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- 1.1 流域及び河川の概要…………… 1
- 1.2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 …… 2

第 2 章 河川の整備の基本となるべき事項

- 2.1 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項…… 4
- 2.2 主要な地点における計画高水流量に関する事項 …… 4
- 2.3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する
事項 …… 5
- 2.4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に
関する事項 …… 5

第 1 章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

1.1 流域及び河川の概要

御^み被^{そぎ}川は、石川、富山県境をなす石^{せき}動^{どう}山脈に源を発し、途中、県道七尾・羽咋線にそって流れる鷹^{たか}合^{ごう}川と合流した後、西藤橋町で放水路を分派し、七尾の中心市街地を貫流して七尾湾に注ぐ流域面積約 23 k m²、幹川流路延長約 7 k m の二級河川である。

その流域は、能登半島の中心である七尾市に位置し、能登地域における社会、経済、文化の基盤をなしている。

流域の地形は、七尾市のほぼ中央を北東から南西に貫く邑^お知^ち瀧^{がた}低地と東西の丘陵及び山地からなっている。地質は、東西の丘陵及び山地の大部分が新第三紀の砂岩、泥岩等の堆積岩類からなり、中央の低地は第四紀の段丘堆積物や沖積堆積物からなっている。

御被川の上流域は、スギ林やアカマツ林の多い丘陵地を小さな谷川がいくつかに流れている。平野部に出たところでそれらが集まって御被川となり、全流域の 3 分の 1 にあたる水田地帯を蛇行しながら流下している。川の流れは緩やかであり、河床には砂州が点在しヨシ類が植生しているとともに、ギンブナやタモロコ等が生息しており、それらを餌とするアオサギなどのサギ類の飛来も見られる。

下流部は七尾市街地中心部を貫流しており、両岸には道路を挟んで家屋が密集しているが、千年の歴史を誇る「青^{せい}柏^{はく}祭」の舞台として利用され、河岸にはシダレヤナギが植栽されるなど市民にとって貴重な水辺空間となっている。河床勾配が緩く感潮区間であるため汽水魚であるメナダ、マハゼ等が生息しており、アオサギ、カモメ等の鳥類も見られる。

河川の水質については、昭和 48 年度に藤橋一号橋から上流が環境基準 B 類型（BOD 3m g / l 以下）に、また下流が環境基準 C 類型（BOD 5m g / l 以下）に指定されており、4 地点で水質が観測されている。至近 10 年の BOD75%値は、各地点とも高い値を示したまま横ばいで推移し、環境基準を達成していない。

年間降水量は約 2,100mm であり、降雨量は梅雨期及び台風期に多く、過去の洪水としては、昭和 33 年 7 月洪水が著名で七尾市の市街地に甚大な被害を与えた。

また、近年においても、平成 2 年 8 月、平成 5 年 5 月、平成 9 年 7 月、平成 10 年 8 月洪水と立て続けに被害が発生し、平成 9 年 7 月の洪水では約 80 戸の家屋が浸水した。

本水系の治水事業については昭和 38 年度から実施しており、七尾市街地部の現川を拡幅すると多くの家屋移転を伴うため、七尾湾まで別途放水路を施工した。さらに、放水路分派点から上流については、準用河川砂田川合流点までの区間について現在拡幅等の河川改修を進めている。支川鷹合川についても御祓川合流点から上流約 2 km の区間について拡幅等の河川改修を進めている。

河川水の利用については、農業用水等に利用されている。

1.2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、平成 9 年、10 年と続けて浸水被害が発生した状況、河川空間が祭りの会場に利用されている現状及び河川環境の保全を考慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図る。さらに、関連地域の社会、経済情勢の発展に即応するよう石川県新長期構想、石川県環境基本計画および七尾市都市マスタープラン等との調整を図り、かつ土地改良事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能の維持にも十分考慮するものとする。

災害の発生の防止または軽減に関しては、七尾市の沿川地域を概ね 50 年に 1 回発生する洪水から防御するため、河道の整備により洪水の安全な流下を図る。あわせて、災害情報伝達体制及び警戒避難体制の整備、土地利用計画との調整等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進する。

河川水の利用に関しては、流水の正常な機能を維持しつつ、諸用水の需要に対処するため、広域的かつ合理的な水利用の促進を図る。また、既得水利に対しては、社会状況の変化に伴う必要水量の見直し等により適正な水利用がなされるよう努める。さらに、渇水時には、関係機関への情報提供や情報収集を行い、円滑な渇水調整に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、自然環境及び河川利用の実態の把握に努め、上中流域については治水・利水面に配慮しつつ、緑豊かな周辺の田園地帯と調和のとれた河川環境や景観の保全に努めるものとする。また、下流域については市街地の景観と調和した水辺空間となるよう整備と保全に努めることとし、特に、御祓川の市街地中心部を流れる区間については、七尾市が持つ歴史、文化を踏まえ、周辺市街地の整備に合わせて人々が川とふれあい親しむことのできるよう配慮するものとする。また、水質については、関係部局、関係機関と連絡、調整しながらその改善に努めるものとする。

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川水の利用及び河川環境の保全と整備等の観点から総合的に判断し適切な維持管理を行う。特に、御祓川の下流域は、市街地を貫流する本川と新たに開削した放水路とに分かれ、通常時の河川水は河川維持用水として本川及び放水路の両方へ流し、洪水時には全量を放水路へ流下させる等適切に管理していく。

また、本川市街地部は七尾市のシンボル空間として、川・道・街並みを一体として整備していくこととされているため、道路管理者や地域住民との連携を図りながら河川管理を行う。

第2章 河川整備の基本となるべき事項

2.1 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

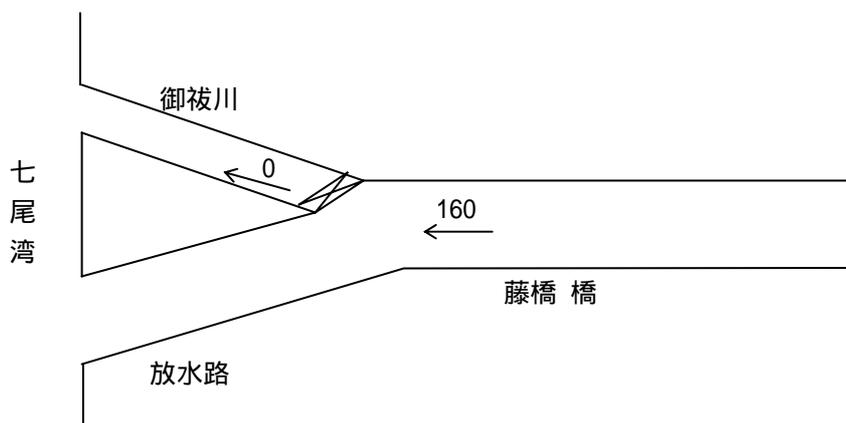
基本高水は、既往洪水、流域の重要性等を踏まえ、概ね50年に1回発生する規模の洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点藤橋橋において $160\text{m}^3/\text{s}$ とする。

基本高水のピーク流量一覧表（単位： m^3/s ）

| 河川名 | 基準地点名 | 基本高水のピーク流量 | 洪水調節施設による調節流量 | 河道への配分流量 |
|-----|-------|------------|---------------|----------|
| 御被川 | 藤橋橋 | 160 | | 160 |

2.2 主要な地点における計画高水流量に関する事項

御被川における計画高水流量は、藤橋橋において $160\text{m}^3/\text{s}$ とし、放水路に $160\text{m}^3/\text{s}$ を全量流下させる。



単位： m^3/s

：基準地点

計画高水流量配分図

2.3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅は次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

| 河川名 | 地点名 | 河口からの距離 (km) | 計画高水位 T.P. (m) | 川幅 (m) | 摘要 |
|-----|------|--------------|----------------|--------|------|
| 御祓川 | 藤橋 橋 | 1.25 | + 2.92 | 42 | 基準地点 |

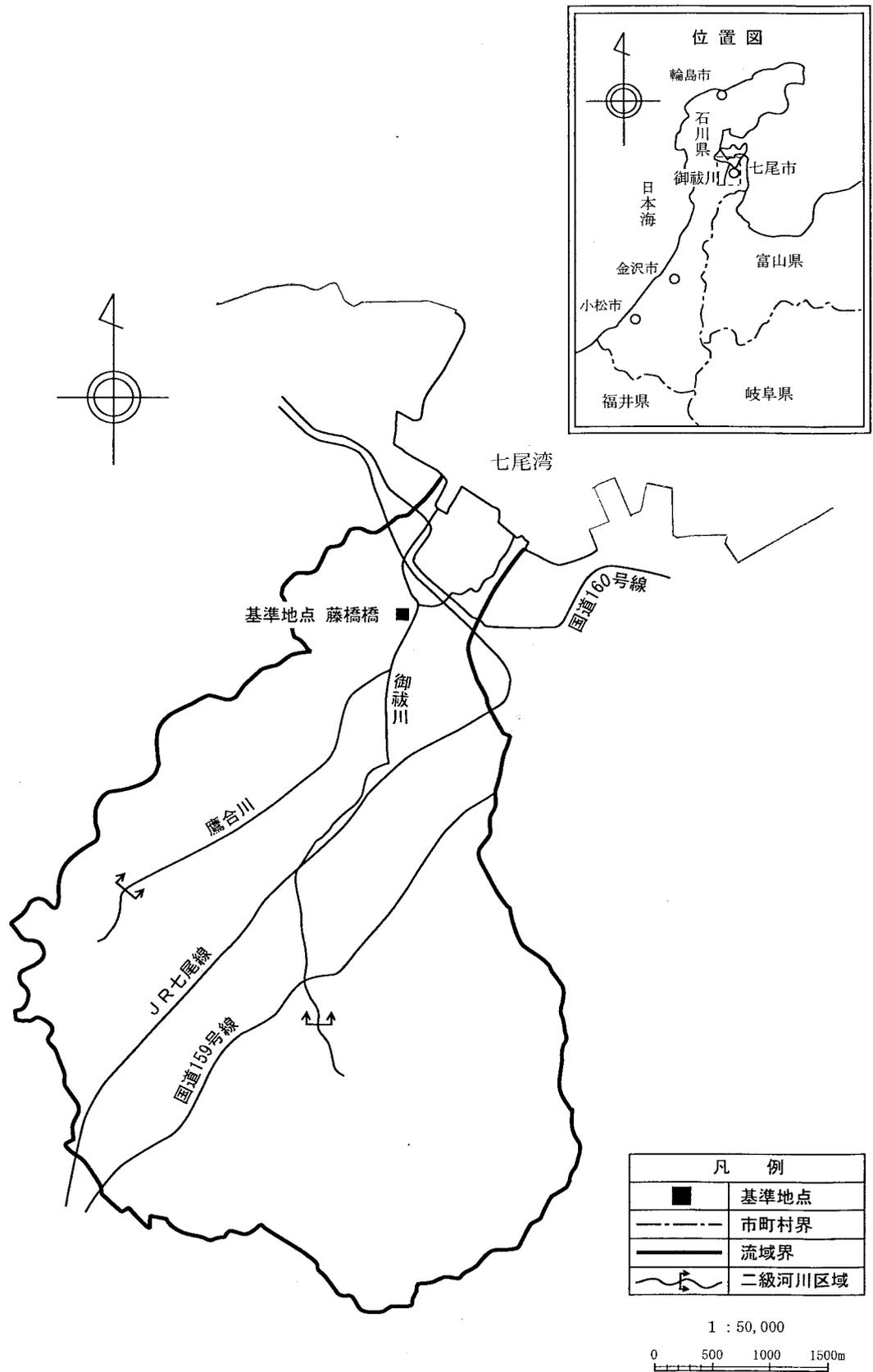
注) T.P. 東京湾中等潮位

2.4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

本水系の水利用としては、主に農業用水として幅広く利用されている。

既得水利量としては、農業用水として最大 0.015m³/s、消雪用水として 0.066m³/s の許可水利がある他、約 300ha の農業用水としての慣行水利がある。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、今後流況等河川の状況の把握を行い、農業用水の実態、動植物の生息・生育状況、内水面漁業、流水の清潔の保持等の観点から調査検討を行ったうえで決定し、その確保に努めるものとする。



御祓川水系平面図 (参考図)